中外製薬グループの退職者の皆様へ

中外製薬ライフサポート保険のご案内

(団体総合生活保険)

「まさか」のことは突然起こる!家計にやさしく、万一に備える

最大 **28**% 割引*1

リスクに備える**充実の補償で** 退職者の皆様やご家族の生活をお守りします!



多様なニーズに応えるため、 傷害補償に 禁中症危険補償特約 を追加し、より充実いたしました。

©2024東京海上日動火災保険株式会社

"もしも"に備えて様々な補償をご用意しています。

病気への備え

医療補償

他人への賠償責任への備え

個人賠償責任

がん補償

がんのリスクへの備え

介護補償

携行品

ホールインワン· アルバトロス費用

傷害補償

借家人賠償責任

住宅内 生活用動産

弁護士費用等 (人格権侵害等)

保険期間

2024年 7月1日 2025年 7月1日 午後4時から午後4時まで

募集期間

2024年 5月7日 から 2024年 6月15日 まで

- お問い合わせはこちらまで -

代理店

中外製薬ビジネスソリューション株式会社 (担当:清水・石井・鶴岡)

TEL: 050-5482-5551

受付時間 平日 午前10時~午後5時

*1 割引の詳細は「中外製薬ライフサポート保険の特徴」をご確認ください。

引受幹事保険会社: 東京海上日動火災保険株式会社

こんなもしもの出費に、備えていますか?

病気に備える



病気で入院したら・・・

差額 ベッド代

食事代

家族の 交通費

日用品

<入院1日あたり>

自己負担費用平均約

20,700_{円*1}

入院期間

平均約 27.5 日本2



いつ起こるかわからない病気に備えられます!

脳内出血で手術、20日間入院 【保険金お支払い事例】

<受取保険金額>

2,000円プラン

60歳(男女共通)の場合

上記は、東京海上日動が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。治療内容により、上記以外の保険金もお支払いの対象と なる場合があります。公的医療保険については「公的医療保険とは」のページをご参照ください。

*1 出典:(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

*2 出典:厚生労働省「令和3(2021)年医療施設(動態)調査・病院報告の概況」

個人賠償責任

加害者に なった場合に



自転車を運転中に歩行者と接触してケガをさせた・・

9,521_{万円}





もしも加害者になってしまった場合に備えられます!

他にもこんなリスクが!

子どもが店の 商品を壊して しまった

飼い犬が 他人にかみつき ケガをさせた



年齢一律/男女共通

保険料は月々170

※Bタイプ(月払)の場合

家計にやさしい団体保険で、しっかり備えを!



がんと診断確定されて治療のために入院した・・・

【医療費・自己負担額の例】 (胃がんで15日間入院したケース)*1

医療費の自己負担額

176,620円

差額ベッド代他

133,000円

30.9_{万円}



がん診断保険金があれば、あらゆる費用に活用できます!

がんと診断確定された場合 【保険金お支払い事例】

<がん診断保険金>

60歳(男女共通)の場合

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例。医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合(実際の自己負担額は 個別のケースにより異なります。公的医療保険については「公的医療保険とは」のページをご参照ください。)

※ご加入タイプや診断・治療内容により、上記のがん診断保険金以外の保険金もお支払いの対象となる場合があります。

*1 出典:(公財)生命保険文化センター 「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

中外製薬ライフサポート保険の特徴

特徵①

■日常のさまざまなケガ、日常生活中の賠償事故等を補償します。

特徵②

■最大28%割引が適用されて保険料が割安!

団体割引:20%適用、損害率による割引:10%適用*1

※適用される割引率は、基本補償によって異なります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

特徵③

■ケガ:1日目から、入院・通院保険金をお支払いします。

特徵4

■ライフステージに応じて、補償を見直しいただけます。

特徵⑤

■ご加入手続きが簡単!

ご加入時の医師の診査は不要*2、保険料の払込みは便利な口座振替

特徵⑥

■自動セットの充実したサービス! *3

メディカルアシストやデイリーサポート、介護アシスト等、健康・暮らしのサービスが自動セット

特徵⑦

■ご家族も加入できる! *4

- *1 損害率の悪化により、今年度の損害率による割引率が減少しています。
- *2 医療補償、がん補償、介護補償にご加入の場合は加入依頼書等の質問事項(健康状態告知)にお答えいただくことでご加入いただけます。告知いただいた内 容によっては、ご加入をお断りすることがあります。
- *3 自動セットのサービス詳細は「サービスのご案内」をご参照ください。
- *4 詳細は「保険の対象となる方(被保険者)について」をご参照ください。

その他にも安心できる様々な補償をご用意しています。 ご家族のみなさまとご相談のうえ、ご加入をご検討ください。

お手続きは裏表紙を、詳しくは次ページ以降をご確認ください。



公的医療保険って?

病気やケガのリスクに備えるための手段である保険には、大きく分けて公的医療保険と 民間保険があります。

[医療費の一部負担(自己負担)の割合について]

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療制度とは、病気やケガをしたときに医療費の一部が軽減される制度です。医療保険行為を受けた医療機関で保険証を提示すると、医療費の自己負担額が原則1~3割になります。

年齢	一般所得者等	一定以上所得者	現役並み所得者	
75歳以上	1割負担 2割負担		3割負担	
70~74歳	2割負担		3 剖貝担	
6歳(義務教育就学後)~69歳	3割負担			
義務教育就学前	2割負担(自治体により異なる)			

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

[高額療養費制度について]

医療機関等の窓口で支払う医療費が1か月(1日から末日まで)で上限額を超えた場合に、年齢や所得に応じて超過された部分が払い戻される制度です。

70歳未満の場合の上限額

所得区分		ひと月の上限額 (世帯ごと)	4回目からの 上限額*1
1	年収約1,160万円以上	252,600円+ (医療費-842,000円)×1%	140,100円
2	年収約770万円~ 約1,160万円	167,400円+ (医療費-558,000円)×1%	93,000円
3	年収約370万円~ 約770万円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	44,400円
4	年収約370万円以下	57,600円	44,400円
(5)	住民税非課税者	35,400円	24,600円

【出典】厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動にて作成

^{*1} 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目以降から「多数回」該当となり、上限額が下がります。 ※2022年12月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。



公的医療保険はあるけれど・・・

公的医療保険を活用しても自己負担は発生し、療養期間が長引くことで負担も大きくなります。また、**差額ベッド代や先進医療の技術料**等、公的医療保険が適用されない費用もあります。



公的医療保険の不足分に対する備えとして、「傷害補償」 「がん補償」「医療補償」へのご加入をご検討ください。

^{※2022}年12月時点の内容(東京海上日動調べ)を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

- 保険の対象となる方(被保険者)について
- 補償ラインナップ(基本補償)

ケガ・日常生活の補償



傷害補償(ケガへの備え)・・・P6



個人賠償責任(他人への賠償責任への備え) ···P8



弁護士費用等(人格権侵害等)…P9



借家人賠償責任(賃貸住宅での事故への備え) ···P10



住宅内生活用動産(自宅内家財への備え) ···P11

ゴルフに関する補償



携行品(身の回り品への備え)…P12



ホールインワン·アルバトロス費用…P13

病気に関する補償



医療補償(病気への備え)…P14



がん補償(がんのリスクへの備え)…P15



介護補償(介護への備え) …P17

- サービスのご案内
- 告知の大切さに関するご案内
- 加入依頼書の記入例
- 団体総合生活保険 補償の概要等
- 重要事項説明書
- ご加入内容確認事項(意向確認事項)
- お申込み方法

保険の対象となる方(被保険者)について

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方

			家族型補償(本人型以外)	
		本人型	傷害補償	賠償・財産・費用に 関する補償*2
① 中外製薬株式会社およびその系列会社の退職者		0	0	0
② ①の方の	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟	0	0	0
ご家族	①の方と同居されているご親族・ 使用人の方	0	×	0

[※]保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1について年齢*3等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。 ※対象となる系列会社については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

2. 保険の対象となる方(被保険者)の範囲

保険の対象となる方(被保険者)の範囲は、基本補償ごとの「型」により以下のとおりとなります。 ※基本補償により、選択可能な「型」が異なります。「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

■傷害補償、介護補償、賠償・財産・費用に関する補償

	本人型	夫婦型	家族型
① ご本人*1	0	0	0
② ご本人*1の配偶者	_	0	0
③ ご本人*1またはその配偶者の同居のご親族	_	_	0
④ ご本人*1またはその配偶者の別居の未婚のお子様	_	_	0

[※]保険の対象となる方の続柄は、傷害または損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

■ 医療補償、がん補償

	本人型
① ご本人*1	0
② ご本人*1の配偶者	_
③ ご本人*1のお子様	_

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

【「保険の対象となる方(被保険者)について」における用語の解説】

(1)配偶者:婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状

態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。

①婚姻意思*1を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

(2)親族 : 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます(配偶者を含みません。)。

(3)未婚: これまでに婚姻歴がないことをいいます。

*1 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

^{*2} 個人賠償責任、携行品、住宅内生活用動産、弁護士費用等(人格権侵害等)をいいます。

^{*3} 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

[※]個人賠償責任、借家人賠償責任において、ご本人*1が未成年者または保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者 およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)。

^{*1} 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

補償ラインナップ(基本補償)



傷害補償(ケガへの備え)

熱中症危険補償特約の 新規募集を始めました!

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■日常生活全般プラン

国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

例えば…・交通事故によるケガ ・仕事中のケガ ・家庭内でのケガ

·旅行中のケガ · スポーツ中のケガ



[天災危険補償特約] <追加補償>

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によりケガをした場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の 各保険金をお支払いします。

[特定感染症危険補償特約] <追加補償>

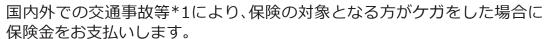
特定感染症*1を発病した場合に、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

*1 特定感染症の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。

[熱中症危険補償特約] <追加補償>

熱中症になった場合に、死亡・後遺障害・入院・手術・通院の各保険金をお支払いします。

■ 交通事故等限定プラン [交通事故傷害危険のみ補償特約セット]



例えば…・クルマにはねられたときのケガ・駅の改札口に入ってから出るまでのケガ

*1 交通事故等の定義については、「補償の概要等」をご確認ください。



国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガをした場合に保険金をお支払いします。

例えば…スイングした拍子に転んだときのケガ



死亡・後遺障害 ケガで死亡したり後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。			
入院·手術	ケガで入院*1したり手術*2を受けた場合に保険金をお支払いします。 *1 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。 *2 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。		
通院	ケガで通院*3した場合に保険金をお支払いします。 *3 事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、1事故について90日を限度とします。		

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間:1年間

団体割引:20%、損害率による割引:10%

	プラン	日常生活全般プラン				
	型 型	本人	型	夫婦型	家族型	
	タイプ名	MSタイプ	Sタイプ	Pタイプ	Fタイプ	
	職種級別*1	Α	A	Α	A	
	加入限度口数	10□	10□	10□	10□	
天	災危険補償特約	0	0	0	0	
特	定感染症危険補償特約*2	_	0	0	0	
熱	中症危険補償特約	0	0	0	0	
	死亡·後遺障害保険金額	_	110万円	110万円	110万円	
ご 本-	入院保険金日額*3(1日あたり)	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
人	通院保険金日額(1日あたり)	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
丙己	死亡·後遺障害保険金額			110万円	110万円	
配偶者	入院保険金日額*3(1日あたり)	-	-	2,000円	2,000円	
白	通院保険金日額(1日あたり)			1,000円	1,000円	
	死亡·後遺障害保険金額				110万円	
ご親族	入院保険金日額*3(1日あたり)	_	-	_	2,000円	
族	通院保険金日額(1日あたり)				1,000円	
	保険料(月払)	380円	550円	1,030円	1,940円	
	保険料(一時払)	4,100円	5,980円	11,220円	21,130円	

	プラン	交通事故等限定プラン				
	型	本人型	夫婦型	家族型	本人型	
	タイプ名	KSタイプ	KPタイプ	KFタイプ	RKSタイプ	
	加入限度口数	70	70	7口	7口	
交	通事故傷害危険のみ補償特約	0	0	0	0	
	死亡·後遺障害保険金額	150万円	150万円	150万円	_	
ご本	後遺障害保険金額	_	-	-	50万円	
人	入院保険金日額*3(1日あたり)	2,000円	2,000円	2,000円	_	
	通院保険金日額(1日あたり)	1,000円	1,000円	1,000円	_	
邢 己	死亡·後遺障害保険金額		150万円	150万円		
配偶者	入院保険金日額*3(1日あたり)	-	2,000円	2,000円	_	
白	通院保険金日額(1日あたり)		1,000円	1,000円		
	死亡·後遺障害保険金額			150万円		
ご親族	入院保険金日額*3(1日あたり)	-	-	2,000円	_	
族	通院保険金日額(1日あたり)			1,000円		
	保険料(月払)	170円	280円	440円	10円	
	保険料(一時払)	1,890円	3,070円	4,690円	100円	

	プラン	ゴルフ中等限定プラン				
	型	本人型				
	タイプ名	GS1タイプ GS2タイプ GS3タ-				
	加入限度口数	1□	1□	1□		
ゴル	レフ中の傷害危険のみ補償特約	0	0	0		
	死亡·後遺障害保険金額	200万円	350万円	1,000万円		
本	入院保険金日額*3(1日あたり)	3,000円	5,250円	15,000円		
人	通院保険金日額(1日あたり)	2,000円	3,500円	10,000円		
	保険料(月払)	30円	30円	60円		
	保険料(一時払)	130円	230円	650円		

[※]損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

[※]各タイプにつき、「金額」または「〇」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

^{*1 「}日常生活全般プラン」の保険料は、保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。表示の保険料は職種級別 A (事務従事者、学生、家事従事者、無職者等、職種級別B以外)の方を対象としたものです。職種級別B(自動車運転者、建設作業者、農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、木・竹・草・つる製品製造作業者)の方は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、夫婦型、家族型において、保険の対象となる方ご本人が職種級別Bに該当するときは、他の方を保険の対象となる方ご本人とすることにより、保険料が安くなることがありますので、詳しくは《お問い合わせ先》までご連絡ください。

^{*2} 特定感染症による後遺障害、入院、通院を補償します(死亡保険金、手術保険金はお支払いの対象外です。)。

^{*3} 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。



個人賠償責任(他人への賠償責任への備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■日常生活全般プラン

国内外において、日常生活で他人にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば…・自転車を運転中、誤って歩行者と接触し、ケガをさせた。

- ·買い物中、誤って商品を壊してしまった。
- ・レンタルしたドレスを誤って破ってしまった。
- ・他人から借りた旅行カバンを盗まれた。
- ·ゴルフ中にボールをぶつけてケガをさせてしまった。



■ゴルフ中等限定プラン

[ゴルフ賠償責任補償特約セット]

国内外においてゴルフの練習、競技または指導中に、他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり他人の物を壊してしまったときや、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*1を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

例えば…・ボールをぶつけてケガをさせてしまった。

・他人から借りたゴルフクラブを壊してしまった。

*1 携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1 個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含みません。



相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください!

国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。) に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。





示談交渉



保険の対象となる方

東京海上日動

保険金額:保険料表

保険期間:1年間、団体割引:20%、損害率による割引:10% ※ご加入口数は1口のみです。

プラン		日常生活全般プラン		ゴルフ中等限定プラン
タイプ名		LBタイプ	Bタイプ	GBタイプ
型		家族型		本人型
個人賠償責任	保険金額	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円
分群 十 弗田华	型	家族型	-	-
弁護士費用等 (人格権侵害等)	保険金額	300万円	-	-
保険料(月払)		330円	170円	60円
保険料(一時	払)	3,580円	1,800円	700円

- ※弁護士費用等(人格権侵害等)の補償内容については、「弁護士費用等(人格権侵害等)」のページをご確認ください。
- ※保険期間中に、弁護士費用等(人格権侵害等)がセットされたタイプに変更することはできません。



「個人賠償責任」と「弁護士費用等(人格権侵害等)」の両方にご加入になる場合は、「個人賠償責任」の保険金額・保険料表に記載されたタイプを選択してください。



弁護士費用等(人格権侵害等)

国内において、急激かつ偶然な外来の事故により他人からケガを負わされたり物を壊された場合、または名誉・プライバシーの侵害、痴漢*1・ストーカー行為・いじめ・嫌がらせ*2等により精神的苦痛を被った場合*3に、法律相談や相手との交渉等を弁護士等に依頼することにより、弁護士費用または法律相談費用を負担したときに保険金をお支払いします。

- 例えば…・自転車に轢かれ、大けがを負ったが、相手が保険に加入しておらず何も対応してもらえないので、損害賠償請求したい。
 - ・電車内で痴漢*1され、怖くて電車に乗れなくなってしまったため、相手に損害賠償請求したい。
 - ・子どもが学校で、所持品を隠される、無視される、SNS上で悪口を記載される等のいじめを受け、不登校になった。どのように対処すべきか、弁護士に相談したい。
- *1 痴漢冤罪を証明するための弁護士費用等は対象外となります。
- *2 職場での嫌がらせについては保険金をお支払いしません。
- *3 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。



保険金額·保険料表

保険期間:1年間、団体割引:20%、損害率による割引:10% ※ご加入口数は1口のみです。

型 タイプ名	家族型 Lタイプ
保険金額	300万円
保険料(月払)	160円
保険料(一時払)	1,780円

•

「弁護士費用等(人格権侵害等)」と「個人賠償責任」の両方にご加入になる場合は、「個人賠償責任」の保険金額・保険料表に記載されたタイプを選択してください。



借家人賠償責任(賃貸住宅での事故への備え)

国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した場合にも保険金をお支払いします。

※示談交渉は東京海上日動では行いません。

例えば…・失火により借家を焼失させてしまった。

・給排水設備の漏水事故で建物内部を水浸しにしてしまい、壁紙を張り替えた。



保険金額:保険料表

保険期間:1年間、団体割引:20%、損害率による割引:10%

※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型				
タイプ名	R1タイプ	R2タイプ	R3タイプ		
保険金額	500万円	1,000万円	2,000万円		
保険料(月払)	110円	200円	390円		
保険料(一時払)	1,200円	2,200円	4,240円		

● 借家人賠償責任にご加入の場合は、傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。



住宅内生活用動産(自宅内家財への備え)

国内において自宅内の家財が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

- ※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、 眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき) 等は、補償の対象となりません。
- ※家族型の場合、お子様の就学に伴う下宿先に所在する家財も補償の対象となります。

例えば…・自宅の火災により家財が焼失してしまった。

・自宅に空き巣が入り、家財が盗難にあった。



保険金額 · 保険料表

保険期間:1年間、団体割引:20%、損害率による割引:10%

※ご加入口数は1口のみです。

型	本人	【型	家族型		
タイプ名	HS1タイプ HS2タイプ		HF1タイプ	HF2タイプ	
保険金額	50万円	100万円	300万円	500万円	
免責金額(自己負担額)	5,000円	5,000円	5,000円	5,000円	
保険料(月払)	530円	610円	920円	1,150円	
保険料(一時払)	5,740円	6,600円	10,060円	12,500円	

(生宅内生活用動産にご加入の場合は、傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償のいずれかにもご加入いただく必要があります。)



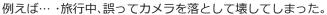
携行品(身の回り品への備え)

※「保険の対象となる方ご本人」お1人につき、下記プランいずれかから1タイプをお選びください。

■携行品基本プラン

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち 出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に 持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

※自転車、サーフボード、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、 眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品や設備・什器(じゅうき) 等は、補償の対象となりません。



- ・外出中、ハンドバッグをひったくられた。
- ・ゴルフ場でクラブを折ってしまった。

■ ゴルフ用品限定プラン [ゴルフ用品補償特約セット]

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

①ゴルフ用品の盗難

※ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。

②ゴルフクラブの破損、曲損

例えば… ゴルフ場でクラブを折ってしまった。



保険金額·保険料表

保険期間:1年間、団体割引:20%、損害率による割引:10% ※ご加入口数は1口のみです。

プラン	携行品基本プラン			יב	ルフ用品限定プラ	ラン
型	本人型	夫婦型	家族型	本人型		
タイプ名	STタイプ	PTタイプ	FTタイプ	GT1タイプ	GT2タイプ	GT34タイプ
保険金額	50万円	50万円	50万円	10万円	20万円	30万円
免責金額(自己負担額)	5,000円	5,000円	5,000円	0円	0円	0円
保険料(月払)	180円	250円	320円	70円	100円	160円
保険料(一時払)	1,960円	2,690円	3,440円	720円	1,110円	1,730円



ホールインワン・アルバトロス費用

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。



- ●以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス*1 ア.同伴競技者
 - イ.同伴競技者以外の第三者*2
- ●記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたは アルバトロス

例えば… ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

- *1 公式競技の場合は、ア.またはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。
- *2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。
- ※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。
- ※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】

セルフプレーは同伴キャディがいないため、同伴キャディ以外の第三者の目撃証明があるときまたは映像等によりその達成を客観的に確認できるときに限り保険金をお支払いします。

保険金額·保険料表

保険期間:1年間、団体割引:20%、損害率による割引:10% ※ご加入口数は1口のみです。

型	本人型				
タイプ名	GH1タイプ	GH23タイプ	GH45タイプ		
保険金額	20万円	30万円	50万円		
保険料(月払)	150円	220円	360円		
保険料(一時払)	1,580円	2,380円	3,960円		

ホールインワン・アルバトロス費用にご加入の場合は、傷害補償、医療補償、がん補償、介護補償、個人賠償責任のいずれかにもご加入いただく必要があります。



医療補償(病気への備え)

病気やケガで入院・手術をした場合等に保険金をお支払いします。

疾病入院 病気で入院したときに1日目から保険金をお支払いします。

※1回の入院について180日を限度とします。

病気で手術*1をしたときに保険金をお支払いします。

*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。

*2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。

放射線治療 病気やケガで放射線治療を受けたときに保険金をお支払いします。

※血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。

病気で入院し、退院後、退院日の翌日から180日以内に通院したときに保険金をお支払いします。

さらに

※1回の入院後の通院について90日を限度とします。

[傷害不担保特約セット]



疾病手術

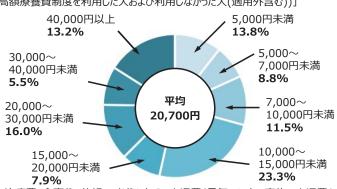
退院後通院

入院費って いくらぐらいかかるの?

もしもの病気のリスクに備えて「医療補償」があると安心です。

入院時の1日あたりの自己負担費用

[集計ベース:過去5年間に入院し、自己負担費用を支払った人 (高額療養費制度を利用した人および利用しなかった人(適用外含む))]

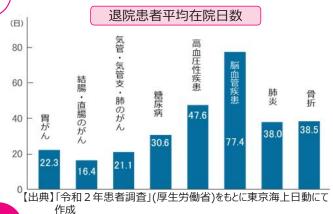


※治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含みます。)や衣類、日用品費等を含みます。

※高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額となります。

【出典】(公財)生命保険文化センター「令和4年度 生活保障に関する調査」

病気によっては入院期間が長くかかります。



だから 入院や手術を補償する

「医療補償」だと安心です。

保険金額・保険料表(1口あたり)

保険期間:1年間

団体割引:20%、損害率による割引:10%

		型			人型	
		性別		男性·女性共通		
		タイプ名	Mタイプ			
		加入限度口数				
	疾病入院保険	金日額(1日あり			2,000円	
	疾病手術	舌士壬/洪*1			8万円	
4		上記以外の	入院中		2万円	
ご本人	保険金額	手術	入院中以外		1万円	
	放射線治療保	険金額			2万円	
	退院後通院保	険金日額(1日	あたり)		1,000円	
		,		(月払)	(一時払)	
		5 ^	~9歳	130円	1,380円	
		100	~14歳	120円	1,250円	
		15	~19歳	140円	1,490円	
		201	~24歳	200円	2,190円	
		2.5	~29歳	220円	2,380円	
		3 0 -	~34歳	230円	2,530円	
		3 5 -	~39歳	250円	2,770円	
	保険料	4 0 -	~44歳	290円	3,210円	
	休陕村	4 5 ^	~49歳	400円	4,310円	
		5 0 -	~54歳	530円	5,730円	
		5.5	~59歳	750円	8,200円	
		60	~6 4歳	1,100円	12,040円	
		6.5	~69歳	1,540円	16,780円	
		7 0 ~	~74歳	2,200円	24,070円	
		7.5	~79歳	2,840円	31,090円	
		801	~8.4歳	3,520円	38,460円	
		85	~89歳	3,680円	40,200円	

- ※保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*2によって異なります。
- ※保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*2 が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。
- *1 対象となる重大手術については、「補償の概要等」をご確認ください。
- *2 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。



がん補償(がんのリスクへの備え)

がんと診断確定*1された場合や、がん治療のために入院をされた場合等に 保険金をお支払いします。

*1 がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

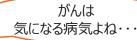
<特長>

■がんのリスクに備えて

- ·がん診断保険金や入院保険金等でがんにかかる費用に備えます。
- ・入院保険金は1日目から、支払日数の制限なくお支払いします。
- ·「上皮内新生物」や「白血病」も補償対象になります。



がん診断	がんと診断確定されたときに保険金(一時金)をお支払いします。なお、継続前契約で既に診断確定されたがんが一旦治ゆした後の再発・転移や、新たながんが生じたときでも保険金をお支払いします。*1 支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは保険金をお支払いできません。
がん入院・手術	がんで入院(日帰り入院も含みます。)や所定の手術*1をしたときに保険金をお支払いします。 *1 時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
がん退院後療養	がんで20日以上継続入院し、生存して退院したときに保険金をお支払いします。
がん通院	がんで20日以上継続入院したときに、その前後の通院に対して保険金をお支払いします。 ※1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について、45日を限度とします。
がん重度一時金	がんで所定の重度状態(がんの進行度がステージIVに該当すると診断確定された状態)となったときに保険金(一時金)をお支払いします。
がん再発転移	がんで所定の治療*1を受けた後、治療を受けたがんが再発または転移したと診断確定されたときは、治ゆや最終の診断確定日からの期間にかかわらず保険金をお支払いします。 *1 所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。
がん生活支援	以下の場合に、毎年1回、最大で10年間(10回)にわたり保険金をお支払いします。 ①がんと診断確定されたとき(第1回がん生活支援保険金) ②てん補期間*1中に、がんの治療を直接の目的として毎年所定の治療*2を受けたとき(第2回以後がん生活支援保険金) *1 がんと診断確定された日から10年後の応当日の前日までの期間をいいます。 *2 所定の治療については、「補償の概要等」をご確認ください。
がん患者申出療養	がんで患者申出療養*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1 患者申出療養については、「補償の概要等」をご確認ください。
抗がん剤治療	がんで抗がん剤治療*1を受けたときに保険金をお支払いします。 *1 対象となる抗がん剤治療については、「補償の概要等」をご確認ください。 また、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は、60か月とします。
がん特定手術	がんで胃全摘除術、片側肺全摘除術等、所定の手術をしたときに保険金をお支払いします。





日本の「がん(悪性新生物)」の 総患者数は、約465万人!

主ながん(悪性新生物)の患者数

(単位:万人)

悪性新生物	総数	男性	女性
胃	28.1	18.7	9.5
結腸および直腸	32.4	16.8	15.6
肝および肝内胆管	8.9	6.2	2.7
気管、気管支および肺	32.8	19.5	13.4
乳房	83.8	0.6	83.2

※総患者数は、平均診療間隔を用いて算出するため、男性と女性の合計が総数に 合わない場合があります。

【出典】「令和2年患者調査」(厚生労働省)をもとに東京海上日動にて作成

一生のうち、おおよそ2人に1人が がんと診断されるといわれています。

さらに)

心配なのは、医療費!

医療費・自己負担額の例

(胃がんで15日間入院したケース)

医療費の自己負担額 176,620円 差額ベッド代他 133,000円

合計 約30.9万円

※70歳未満、月給27万円以上51.5万円未満の給与所得者の例

※医療費の自己負担額は高額療養費制度を利用した場合 (実際の自己負担額は個別のケースにより異なります。)

【出典】(公財)生命保険文化センター

「医療保障ガイド」(2022年10月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

だから

まとまった資金の

準備ができると安心です。

保険期間:1年間

団体割引:20%、損害率による割引:10%

※ご加入口数は1口のみです。

保険金額·保険料表

		型	本人型							
		性別	男性·女性共通							
		タイプ名	C19	イプ	C25	イプ	C3タイプ		C4タイプ	
	がん診圏	析保険金額		100万円		100万円		100万円	100万円	
	がん入門	完保険金日額(1日あたり)	_	-		10,000円		10,000円		10,000円
	がん手行	析保険金額(手術の種類により)		-	10万円·207	万円·40万円	10万円·207	万円·40万円	10万円·207	5円・40万円
	がん退院後療養保険金額		_	-		10万円		10万円		10万円
	がん通り	完保険金日額(1日あたり)	_	-		5,000円		5,000円		5,000円
こ 木	がん重原	度一時金額	_	-		25万円		25万円		25万円
泛		発転移保険金額	_	-	-	-	-	-		100万円
		舌支援保険金額(第1回)	_	-	_	-	_	-		10万円
		舌支援保険金額(第2回以後)	_	-	-	-	-	-		10万円
		当申出療養保険金額	_	-	_	-		1,000万円		1,000万円
		別治療保険金額	_	-	-		10万円		10万円	
	がん特定	定手術保険金額	-	-	50万円		50万円			50万円
			(月払)	(一時払)	(月払)	(一時払)	(月払)	(一時払)	(月払)	(一時払)
		5~9歳	110円	1,210円	160円	1,520円	230円	2,160円	270円	2,660円
		10~14歳	170円	1,830円	230円	2,210円	300円	2,850円	360円	3,590円
		15~19歳	120円	1,350円	170円	1,720円	260円	2,660円	320円	3,230円
		20~24歳	60円	670円	140円	1,380円	280円	2,820円	310円	3,170円
		25~29歳	130円	1,440円	240円	2,510円	420円	4,450円	490円	5,160円
		30~34歳	220円	2,420円	460円	4,960円	740円	7,900円	850円	9,050円
		35~39歳	320円	3,450円	660円	7,280円	1,170円	12,820円	1,370円	14,960円
	保険料	40~44歳	470円	5,080円	980円	10,730円	1,840円	20,070円	2,160円	23,560円
		45~49歳 50~54歳	650円	7,110円	1,430円	15,560円	2,650円	28,800円	3,140円	34,200円
			1,060円	11,530円	2,070円	22,460円	3,790円	41,100円	4,620円	50,140円
		55~59歳	1,650円	18,050円	3,190円	34,820円	5,570円	60,660円	6,950円	75,680円
		65~69歳	2,410円 3,210円	26,260円 34,990円	4,820円 6,700円	52,640円 73,020円	8,160円 11,040円	88,980円 120,260円	10,190円 13,880円	111,150円 151,230円
		70~74歳	3,210円	43,480円	8,550円	93,140円	14,120円	153,780円	17,740円	193,290円
		70~74歳	4,810円	52,480円	10,270円	93,140円	16,560円	180,540円	21,140円	230,560円
		80~84歳	5,650円	61,640円	11,900円	129,840円	18,150円	197,980円	23,570円	257,040円
		85~89歳	6,460円	70,430円	13,300円	145,100円	18,600円	202,840円	24,490円	267,040円
		ひりでひろ成	0,400	/U, 1 50	13,300	173,100	10,000	202,0 1 0	2 7 , 7 30	207,030□

[※]保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

[※]各タイプにつき、「金額」または「○」の記載がある特約はセットしており、「-」の記載がある特約はセットしておりません。

[※]保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満5歳以上満89歳以下の方に限ります。

^{*1} 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。



介護補償 【認知症アシスト付き】 (介護への備え)

ご加入される補償の型に応じて、保険の対象となる方が所定の要介護状態となった場合に保険金(一時金)をお支払いします。これにより、公的介護保険制度において自己負担となる自宅改修や介護用品購入等の介護に要する費用に備えることができます。

また、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とそのご家族を支える各種サービス(捜索支援サービス等)をご用意しています(サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。)。

補償の型

2つの補償の型からお選びいただけます。

公的介護保険連動型 (要介護3)

公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた場合に保険金(一時金)をお支払いします。

公的介護保険連動型 (要介護2)

公的介護保険制度に基づく要介護 2 以上の認定を受けた場合に保険金(一時金)をお支払いします。

「公的介護保険連動型」とは

【「公的介護保険連動型」とは】

国の公的介護保険制度に基づく要介護状態の認定を受けた場合に、保険金をお支払いするものです。

【ご参考:公的介護保険制度の特徴】

特徴①:40歳以上の方のみが対象

⇒「39歳以下の方」が要介護状態になった場合は、給付の対象外!

特徴②:40歳以上64歳以下の方は給付が限定的

⇒40歳以上64歳以下の方は「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)」により要介護状態となった場合のみが給付の対象となり、「加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)以外の疾病」や「ケガ」が原因で要介護状態となった場合は給付の対象外!

※公的介護保険制度の詳細については、「公的介護保険制度とは」をご確認ください。



公的介護保険は あるけれど・・・

もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。

介護にかかる お金は···? 一時費用*1の合計: 平均**74万円**

月々の介護費用とは別に、自宅の改修費用や車いす、特殊ベッド等の福祉用品の購入等により初期費用がかかる可能性があります。

*1 公的介護保険サービスの自己負担費用を含みます。

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

要介護状態初期に一時的に 必要となる主な費用の目安 (自費で購入等した場合)

車いす

■自走式 ··· 6~19万円 ■電動式 ··· 30~50万円

階段昇降機

■いす式直線階段用 ····· 50万円~

※工事費別途

特殊寝台(介護ベッド)

■15~50万円

※機能により金額は異なる

手すり

■廊下・階段・浴室用等・・・ 1万円~ ※サイズ・素材により金額は異なる(工事費別途)

【出典】(公財)生命保険文化センター

「介護保障ガイド」(2021年7月改訂版)をもとに東京海上日動にて作成

ポータブルトイレ

■水洗式 · · · · 1~ 4万円

■シャワー式 … 10~25万円

移動用リフト

■据置式 · · · 20~50万円

■レール走行式・・・ 50万円~

※工事費別途

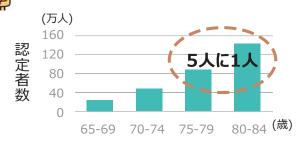
だから

介護にはまとまった

資金準備があると安心です。

介護は身近なリスク

要介護・要支援認定者数および認定率



【出典】「令和2年度介護保険事業状況報告」(厚生労働省) 「令和2年人口推計」(総務省統計局)をもとに東京海上日動にて作成

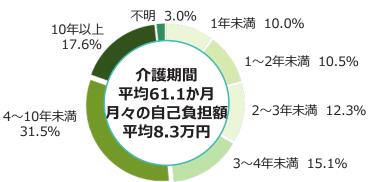
75~84歳では約5人に1人が 要介護・要支援状態に

しかも

月々の自己負担額

平均8.3万円

介護期間と自己負担額



【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する 全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

介護は長期間におよびます

・約64%が3年以上

・平均介護期間61.1か月

【費用総額のシミュレーション(1人あたり)】

月々の自己負担額 平均8.3万円

介護期間 平均61.1か月

費用総額 平均約507万円

※公的介護保険の自己負担分・公的介護保険対象外の自費出費額

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

実際に

「公的介護保険だけでは不十分」と感じている人が全体の59.1%にのぼっており、 費用面での心配をしている方が多くいます。

【出典】(公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」

だから

長期にわたる介護費用に備えた資金準備があると安心です。

介護と仕事の両立

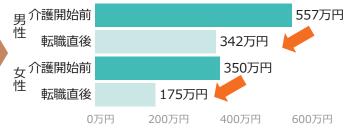
働きながら介護を行っている人の平均介護時間

男平日*1 1.2時間 休日*2 3.3時間 女 平日*1 1.9時間 <u>住</u> 休日*2 4.7時間 0時間 1時間 3時間 4時間 2時間 5時間

毎年 約10万人が 介護離職して います

介護で 仕事をやめたくないなぁ

●介護開始前(離職前)、転職直後の平均年収比較



*1 仕事ありの日 *2 仕事なしの日

【出典】「平成29年就業構造基本調査」 (総務省統計局)をもとに

働きながら介護を行う場合、 経済的負担に加え、長時間にわたる介護で 時間的にも大きな負担が生じます。

東京海上日動にて作成

介護離職を余儀なくされた場合、 転職後の年収が大きく 減少するリスクがあります。

【出典】(公財)ダイヤ高齢社会研究財団「仕事と介護の両立と介護離職に関する調査(平成27年3月)」をもとに東京海上日動にて作成

介護と仕事の両立ができるよう、ホームヘルパーの活用も見据え、 資金準備があると安心です。

増加する認知症患者数の将来推計

65歳以上の 2012年 | 2015年 | 2020年 | 2025年 | 2030年 | 2040年 認知症 462万人|517万人|602万人|675万人|744万人|802万人

【出典】「平成29年版高齢社会白書(概要版)」(内閣府)をもとに東京海上日動にて作成

認知症患者数は年々増加することが見込まれます。 介護補償は認知症アシスト (サービスのご案内をご参照ください)で 認知症の方ご本人やご家族を支援します。

保険金額·保険料表

保険期間:1年間

団体割引:20%、損害率による割引:10%

※ご加入口数は1口のみです。

	型		本人型					
補償の型		公的介護((要介		公的介護保険連動型 (要介護2)				
	タイプ名	KЯ	イプ	K15	アイプ			
介	護補償保険金額		300万円		300万円			
		(月払)	(一時払)	(月払)	(一時払)			
	40~44歳	80円	830円	120円	1,310円			
	45~49歳	90円	990円	140円	1,560円			
	50~54歳	120円	1,360円	200円	2,150円			
プロ『全业》	55~59歳	180円	1,950円	280円	3,060円			
保険料	60~64歳	390円	4,230円	610円	6,620円			
	65~69歳	1,110円	12,080円	1,710円	18,700円			
	70~74歳	2,450円	26,680円	3,760円	40,970円			
	75~79歳	5,670円	61,860円	8,610円	93,890円			
	80~84歳	10,800円	117,850円	16,260円	177,340円			

[※]保険料は、保険の対象となる方ご本人の年齢*1によって異なります。

[※]保険の対象となる方ご本人としてご加入いただける方は、年齢*1が満40歳以上満84歳以下の方に限ります。

^{*1} 団体契約の始期日時点の年齢をいいます。

公的介護保険制度とは

[公的介護保険制度の概要]

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

[公的介護保険制度の被保険者(加入者)と受給要件]

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	3 9歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)による場合に限定	原因を問わず以下の状態と なったとき ● 要介護状態 (寝たきり、認知症等で介護が 必要な状態) ● 要支援状態 (日常生活に支援が必要な 状態)

^{*1} 公的医療保険(国民健康保険・被用者保険)の加入者である必要があります。

[公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分について]

公的介護保険制度における要介護(要支援)状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分		状態像
非該当 (自立)		歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用 等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1	日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
安义版	2	要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる 状態。
	1	要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2	要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
要介護	3	要介護 2 の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4	要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5	要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ!

東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

・メディカルアシスト

自動セット

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。 また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



受付時間*1: 24時間365日

000120-708-110

*1 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、 24時間365日)。

緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、 緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、 旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で 専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワー カーがお応えします。

転院·患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の 一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト

自動セット

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、 優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。



受付時間:

いずれも 土日祝· 年末・年始を除く

電話介護相談 :午前9時~午後5時 ・各種サービス優待紹介:午前9時~午後5時

00120-428-834

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービ スの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話 でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただく ことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関 のご案内等を行います。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕 方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご 提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「住宅リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の 生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

- *2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
- *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

・デイリーサポート

自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や 毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。



受付時間: 法律相談

いずれも 土日祝· 年末・年始を除く

:午前10時~午後6時

:午後2時~午後4時 · 税務相談 ・社会保険に関する相談:午前10時~午後6時

・暮らしの情報提供 :午前10時~午後4時

0120-285-110

法律·税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間 電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html -※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話で ご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、 暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

・認知症アシスト

自動セット

【対象となる補償】

介護補償にご加入いただいた場合

脳機能の維持向上に役立つトレーニングから、認知症になった場合 のご本人やご家族等を支えるサービスまで、幅広くご提供します。

受付時間:・緊急連絡ステッカー :午前9時~午後5時

・「認知症の人と家族の会」紹介:午前9時~午後5時 いずれも 土日祝·

0120-775-677

・脳の健康度チェック :午前9時~午後5時

0120-002-531

·認知症介護電話相談 :午前9時~午後5時

0120-801-276

捜索支援サービス

【緊急連絡ステッカー】

「緊急連絡ステッカー」をご希望に応じてお送りします*1。行方不明となった 認知症の方を発見した方が持ち物に貼付された「緊急連絡ステッカー」に記 載のフリーダイヤルに連絡してIDを入力すると、連絡先等の個人情報を公開 せずにご家族等と通話することができます。

*1 ステッカーのお申込みは、保険の対象となる方が医師から認知症の診断を受けて いる場合に、初年度契約からの連続した保険期間中またはてん補期間中を通じ て1回に限ります。ステッカーはフリーダイヤルにて受け付けた日の翌月末頃発送 します。

※ステッカーの有効期限は登録から3年2か月です。有効期限後もステッ カーをご利用される場合は、(一社)セーフティネットリンケージへご入会いただ き、会費等のお支払いが必要となります。

【捜索協力支援アプリ『みまもりあいアプリ』】

『みまもりあいアプリ』は、(一社)セーフティネットリンケージが取り組む「みまも りあいプロジェクト*2」の支援ツールです。ご家族や介護ヘルパー等、認知症 の方の行方不明時にご協力いただける方にあらかじめ本アプリをダウンロード していただくことで、行方不明時に、「捜索依頼」と「行方不明の方の情報や 顔写真」を一斉送信することができます。配信情報は、アプリ内の発見ボタン を押すことで協力者に発見・御礼通知を配信するとともに消去されます。

*2 「緊急連絡ステッカー」と「捜索協力支援アプリ」を使って、外出時の万一の事態 (行方不明・事故等)に、地域で助け合える協力者を増やし、見守り合える街を 育てる活動です。

Android

iPhone





平仮名「みまもりあい」で 検索、または左記二次元 コードでアプリを取得しご 利用ください。

こころの目でみまもりあえる街を。



脳の健康度チェック

パソコン・スマートフォン・タブレットを用いたトランプテストで「脳の健康度」を セルフチェックできるサービス『のうKNOW』をご提供します。保険の対象とな る方ご自身にて短時間(約15分)で測定することができ、定期的に脳の健康 度チェックに取り組んでいただけます。

- ※本サービスは診察および診断等の医療行為を行うものではありません。
- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用 いただけない場合があります。

脳機能向上トレーニング

年末・年始を除く

㈱NeUが提供する脳機能向上トレーニング(『脳を鍛えるトレーニング』)をご 利用いただけます。

監修は、「脳トレ」第一人者の川島隆太氏で、長年にわたる脳科学研究の 知見を基にしています。

本トレーニングは、記憶力や注意力等脳機能の維持向上を目的としたもの であり、継続的なトレーニングにより効果を実感することができます。

脳機能向上トレーニング『脳を鍛えるトレーニング』 [ホームページアドレス] https://tmnf-brain-training.jp



左記二次元コードを読み取り、 表示に従い、加入者証券番号の 入力およびユーザ登録を行ってい ただきご利用ください。



監修: 川島隆太氏

- ※本トレーニングは医療行為を行うものではありません。
- ※本トレーニングは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※お客様のパソコン・スマートフォン・タブレットのブラウザ環境により、ご利用 いただけない場合があります。

認知症介護電話相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、認知症の対処法等のご相談に 電話でお応えします。

認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラ ム*3」をご利用いただくことも可能です。

*3 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診 のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

「認知症の人と家族の会」の紹介

認知症の方またはそのご家族の方に対して、「(公社)認知症の人と家族の 会*4」をご紹介します。*5

- *4 認知症とともに生きることの支援や、認知症に対する社会的理解を広める啓発 活動を行っている法人です。
- *5 年会費については、お客様にご負担いただきます。

・いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤル

自動セット

【対象となる補償】

弁護士費用等(人格権侵害等)にご加入いただいた場合

いじめや嫌がらせ、痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたとき等に、対応方法について提携の弁護士にお電話にてご相談いただけます。

- ※本サービスは保険の対象となる方に限りご利用いただけます。
- ※職務遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛は 対象外です。
- ※いじめ・嫌がらせ・痴漢等相談ダイヤルは問題解決のご支援を行うためのもので、す べての問題解決を保証するものではありません。

・いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス: 午前10時~午後6時

受付時間:

いずれも 士日祝・ 年末・年始を除く 0120-300-575

・痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス: 午前7時30分~午前9時30分/ 午後5時~午後10時

0120-106-670

いじめ・嫌がらせ等に関する相談サービス

いじめや嫌がらせ等の被害に関する対応方法(加害者への損害賠償請求、 弁護士からの文書送付等)について弁護士に電話で相談できます。

※弁護士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

【対象となる相談内容】

以下のいずれかの行為による精神的苦痛に対する相談を対象とします。

- ・いじめ ・嫌がらせ ・痴漢 ・ストーカー行為
- ・自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害

痴漢被害・冤罪に関する緊急相談サービス

痴漢に遭われたときや痴漢と間違われたときに、駅のホームや駅員室等から、 その場での対応方法について弁護士に電話で相談できます。

なお、弁護士との接見および事故現場への駆けつけを行うものではありません。 ※いざという場合にすぐに弁護士にご相談いただけるよう、携帯電話等にフリー ダイヤルの番号をご登録いただくことをおすすめします。

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中(認知症介護電話相談については、てん補期間中も含みます。)にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・メディカルアシスト、介護アシストの電話相談および認知症アシストは医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

告知の大切さについて、ご説明させてください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・がん補償・介護補償に新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合*1には、保険の対象となる方(被保険者)について健康状態の告知が必要です。

*1 更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されており、告知書ご記入日時点で、告知書記載の質問すべてのご回答が「なし」となる場合を含みます(更新後契約については補償対象外となる病気・症状を補償対象にすることができます。告知書にご回答がない場合には、更新前契約と同条件での更新となります。)。

※医療補償またはがん補償で家族タイプにご加入される場合には、保険の対象となる方(被保険者)ご本人のほか、配偶者様や満23歳未満のお子様全員についても告知が必要です。

告知書は保険の対象となる方(被保険者)ご自身がありのままにご記入ください。*1

告知の内容が正しくない場合には、ご加入が解除され、保険金をお受け取りいただけないことがあります。*2

- ※一括告知制度を採用している場合は、ご契約者が一括してご記入ください。
- *1 ご家族の方を保険の対象とする場合は、ご家族の方ご自身がご記入ください。 介護補償にのみ(追加)加入される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)とするときには、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。
- *2 更新時に補償内容をアップされた場合、補償内容をアップされた部分については、保険金をお受け取りいただけないことがあります。

過去に病気やケガをされたことがある場合、お引受けできない場合があります。

お申込み後、保険金請求時等に、

告知内容についてご確認させていただく場合があります。



告知いただく内容例は次のとおりです。

- ① 入院または手術の有無(予定を含みます。)
- ② 告知書記載の特定の病気・症状に関する、過去2年以内の医師の指示による検査・治療(投薬の指示を含みます。)の有無
- ③ 過去2年以内の健康診断・人間ドックにおける所定の検査の異常指摘の 有無 等

以下のケースも告知が必要となります。

- ●現在、医師に入院や手術をすすめられている。
- ●過去2年以内に告知書記載の特定の病気について医師の 指示による投薬を受けていたが、現在は完治している。
- ●過去2年以内の健康診断における告知書記載の検査で「要精密検査」と指摘をされたが、精密検査の結果、異常は見つからなかった。
- ※ 告知いただく内容は、保険種類等によって異なりますのでご注意ください。詳しくは加入依頼書等の告知項目をご確認ください。

ご注意ください。

告知書の質問をよくお読みいただき、ご記入ください。

新たな保険契約への切換の場合、新たに告知が必要となる等のご注意いただきたい事項があります。詳しくは、重要事項説明書をご確認ください。

告知すべき内容を後日思い出された場合には、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD)・医療補償・介護補償については、支払責任の開始する日よりも前に被っているケガまたは病気・症状を原因として、支払責任を開始する日以降に就業不能や入院等をされた場合には、その原因が告知対象外のケガまたは病気・症状であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。ただし、支払責任の開始する日から1年を経過した後に開始した就業不能や入院等については、保険金のお支払対象となります。

※お客様控のない加入依頼書の場合は、お手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。 ※インターネット等によりお手続きされる場合は、告知書へ記入することにかえて、画面上に入力してください。

また、本資料中の「告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

この資料は告知の大切さについて、その概要を記載したものです。 告知に関するお問い合わせは、《お問い合わせ先》までご連絡ください。 いたします。



加入依頼書の記入例

- ◆新規にご加入の場合、および現在のご加入内容に変更がある場合は、下記 ●~ ●のご案内に沿ってご記入ください。
- ※**現在のご加入内容や印字内容に変更がある場合**は、該当項目の<u>印字を二重線で抹消</u>し、変更後の内容を<u>枠内に印字と重ならないよう</u>にご 記入ください。
- ※本契約は自動更新です。更新しない場合は❶❸Φにご記入·ご署名のうえ、加入依頼書をご提出いただく必要があります。
- ◆❶母母❸については漏れなく記入し、印字されている場合は印字内容が正しいことをご確認ください。
- ◆加入依頼書は、保険の対象となる方(被保険者)ご本人1名につき1部必要となります。保険の対象となる方(ご本人)の人数に応じて、必要部数を《お問い合わせ先》までお申出ください。

※下記加入依頼書はイメージです。実際の加入依頼書や募集内容とは異なる場合があります。

●「ご記入日」: 必ず記入してください。

- ②加入のお申込みをされるお客様【ご加入者】:「ご住所」、「お名前」の「カナ」・「漢字」、「電話番号」、「生年月日」、「性別」等の必要事項をご記入ください。※「電話番号」と「郵便番号」にはハイフンを入れてください。
- 3フルネームの自署をお願いします。
- ④「ご希望のお手続き」に○をしてください。
- ⑤保険の対象となる方【被保険者】 「本人のお名前」、「生年月日」、「性別」: 《ご加入者と同じ場合》
 - →「ご加入者と同じ」に○をし、<u>各項目のご記</u> 入は不要です。

《ご加入者と異なる場合》

→各項目をご記入ください。

⑥保険の対象となる方【被保険者】 「本人のご住所」:

《ご加入者と同じ場合》

- →「ご加入者ご住所と同じ」に○をし、「<u>本人</u> のご住所」のご記入は不要です。
- 《ご加入者と異なる場合》
- →「本人のご住所」をご記入ください。

②「加入者からみた続柄」:

「続柄コード」表より該当するコードをご記入ください。

「★他の保険契約等」:

該当がある場合は、「あり」に○をし、加入依頼書裏面に内容をご記入ください。

❸《傷害補償にご加入の場合のみ》

「☆職業・職務」*1、「職種級別」*2

※交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約がセットされたタイプにご加入の場合は記入不要です。

《所得補償にご加入の場合のみ》

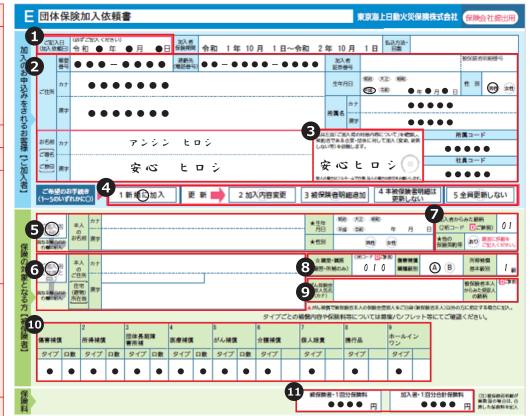
「☆職業・職務」*1、「基本級別」*2

- *1 「職業・職務コード」表より該当するコードをご記入ください。
- *2 パンフレット等でご確認ください。

⑨《がん補償にご加入の場合のみ》

がん補償で被保険者本人の保険金受取人をご自身(被保険者本人)以外の方に指定する場合は「がん保険金受取人氏名(カナ)」、および「被保険者本人からみた受取人の続柄」を「続柄コード」表記載のコードにてご記入ください。

- ●ご加入いただく「タイプ」(口数募集の場合は「口数」)をご記入ください。
- ●「被保険者・1回分保険料」:被保険者ごとの1回分の保険料をご記入ください。「加入者・1回分合計保険料」:加入者ごとの1回分の保険料をご記入ください。※被保険者明細が複数部の場合は、合算した保険料をご記入ください。



- ◆健康状態告知「回答記入欄·署名欄」:
- ・C「健康状態告知書」頁にご記入、ご署名(自署)ください(E「加入依頼書」に複写されます。)。
- ・下記の各補償に新規ご加入の場合、または健康状態告知が必要となる場合(B「告知の大切さに関するご案内」頁にてご確認ください。)にのみ、ご記入・ご署名(自署)ください(その他の場合は記入不要です。)
- ◆所得補償・団体長期障害所得補償(GLTD): 質問1~3の回答・告知日・自署欄
- ◆医療補償・がん補償:質問1~2の回答・告知日・自署欄
- ◆介護補償:質問1の回答·告知日·自署欄
- ※介護補償のみに団体構成員のご家族(配偶者、子供、両親、兄弟および同居の親族)を保険の対象となる方(被保険者)としてご加入いただく場合、被保険者からのご依頼を受けた団体構成員が被保険者の健康状態を確認したうえで、代理で告知することができます(この場合は、団体構成員がご署名ください。)。ただし、告知内容が正しくない場合には、ご契約が解除され、保険金をお受取りいただけないことがありますので、ご注意ください。
- ※被保険者(本人または家族タイプのお子様)が満15歳未満の場合には、親権者・後見人等(後見人・保佐人・補助人)の代表者1名が全員の合意を得たうえで、被保険者に代わってご署名ください。(例:安心ショウタ 親権者 安心ヒロシ)

《訂正方法》

誤った記入やあらかじめ印字されている内容を二重線で抹消、正しい内容をご記入のうえ、訂正署名(自署)または訂正印をお願いします。



続 柄コード					
01	本人	07	孫		
02	配偶者	08	その他親族		
03	父 母	10	雇用主(法人)		
04	子	11	雇用主(個人事業主)		
05	兄弟姉妹	12	従業員		
06	祖父母	99	その他		

8

9							
【傷	害補償·所得補償】	職業·	職務 コード				
010	事務職	060	建設作業者				
020	営業職	070	家事従事者				
030	自動車運転者	080	学生				
040	運輸従業者	090	無職者				
050	金属製造加工作業者	990	その他				
「その他」の場合は加入依頼書裏面の記入欄に							
具体	具体的にご記入ください。						

■団体総合生活保険 補償の概要等

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、《お問い合わせ 先》までご連絡ください。

保険期間:1年

傷害補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

■国内外での「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。ただし、特約をセットしている場合は以下となります。

「交通事故傷害危険のみ補償特 約」をセットしている場合	国内外での「交通事故等」*2により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。
「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特 約」をセットしている場合	国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導*3中に「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。
「熱中症危険補償特約」をセットし ている場合	保険の対象となる方が熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保 険金をお支払いします。

- *1 ケガとは、「急激かつ偶然な外来の事故」により被ったものをいい、ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。
- *2 交通事故等とは以下のものをいいます。
 - ■運行中の交通乗用具*4との衝突、接触等の交通事故 ■運行中の交通乗用具*4に搭乗している間の事故 ■乗客として駅の改札口を入ってから出るまでの 駅構内における事故 ■作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触等の事故 ■交通乗用具*4の火災による事故 等
- *3 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
- *4 自転車、自動車、電車、バス、航空機、船舶等をいいます(身体障害者用の車いすも含みます。)。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[傷害補償基本特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に 死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。
	※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。
後遺障害 保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
	※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。
	※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。
手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。)。
	*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。
通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に 通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。
	※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。
	*1 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

[傷害補償基本特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

<共通>

- \cdot 地震 \cdot 噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ
- ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ
- ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ
- ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの

< 「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットしていない場合のみ>

- ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
- ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ

<「交通事故傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合のみ>

- ・グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーン等に搭乗している間に生じた事故によって被ったケガ
- ・職務として荷物等の積込み作業、積卸し作業または整理作業をしている間のその作業によるケガ
- ・職務として交通乗用具の修理、点検、整備、清掃をしている間のその作業によるケガ
- ・極めて異常かつ危険な方法で交通乗用具に搭乗している間のケガ

<「ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約」をセットしている場合のみ>

・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

*1 「天災危険補償特約」をセットしている場合は、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払いします。

等

等

等

等

[特定感染症危険補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合

- ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合
- ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合
- ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合
- ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)。

※特定感染症とは・・・

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。

[特定感染症危険補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症
- ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症
- ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)

賠償責任に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「個人賠償責任補償特約」《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合

- ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合
- ■電車等*1を運行不能にさせた場合
- ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合
- ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
- ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
- ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。
- *1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。
- *2 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、 眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1 個または1組で100万円を超える物

等

「個人賠償責任補償特約」《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被 る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
- ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
- ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
- ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ■受託品の電気的または機械的事故
- ■受託品の置き忘れまたは紛失*4
- ■詐欺または横領
- ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
- ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

- *1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。
- *2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- *3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- *4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。
- *5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。

[個人賠償責任補償特約+ゴルフ賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合

- ■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に他人(キャディを含みます。)にケガ等をさせたり、他人の財物を壊した場合
- ■ゴルフ*1の練習、競技または指導*2中に、国内で受託した財物(受託品)*3を壊したり盗まれた場合
- ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。
- ※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。
- ※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。
- *1 ケイマンゴルフ、ターゲットバードゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは含みません。
- *2 ゴルフ*1の練習、競技または指導に付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。
- *3 以下のものは受託品には含まれません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、 眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1 個または1組で100万円を超える物

等

[個人賠償責任補償特約+ゴルフ賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*1の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被 る損害
- ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・航空機、船舶、車両*2または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害
- ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使
- ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること
- ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い
- ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損
- ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ■受託品の電気的または機械的事故
- ■受託品の置き忘れまたは紛失*3
- ■詐欺または横領
- ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入
- ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊

筡

- *1 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- *2 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。
- *3 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

費用に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内において以下のような事由により、保険金の受取人*1が弁護士費用または法律相談費用を負担した場合

- ■急激かつ偶然な外来の事故(自動車事故を除きます。)によって被った身体の障害*2または財物の損壊等*3について、相手方に法律上の損害賠償請求をした場合または 法律相談をした場合
- ■不当行為による自由、名誉、プライバシーまたは肖像権の侵害を受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合
- ■痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせを受けた*4ことにより被った精神的苦痛について、弁護士委任または法律相談をした場合
- ▶1つの原因事故*5について保険の対象となる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします*6。
- ※弁護士等*7への委任や弁護士等*8への法律相談および弁護士等*8への費用の支払いに際して、事前に東京海上日動へのご連絡が必要です。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。
- *1 保険の対象となる方または保険の対象となる方の法定相続人、配偶者*9、父母もしくはお子様に該当する方をいいます。
- *2 病気またはケガをいいます。
- *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
- *4 警察へ提出した被害届等によって、その事実を客観的に証明できる場合に限ります。
- *5 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
- *6 弁護士等*7への報酬を負担した場合は、東京海上日動が別途定める上限額の範囲内で保険金をお支払いします。
- *7 弁護士または司法書士をいいます。
- *8 弁護士、司法書士または行政書士をいいます。
- *9 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
 - ①婚姻意思*10を有すること
 - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *10 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

[弁護士費用等補償特約(人格権侵害等)] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ·ご契約者または保険の対象となる方等の**故意または重大な過失**によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為*1、犯罪行為または闘争行為によって生じた損害
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
- ・液体、気体もしくは固体の排出、流出もしくはいつ出により生じた身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
- ・財物の瑕疵、自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ等による財物の損壊等*3
- ・労働災害により生じた身体の障害*2または精神的苦痛
- ・診療、治療、医薬品等の調剤、身体の整形、マッサージまたは柔道整復等を受けたことによって生じた身体の障害*2
- ・石綿もしくは石綿を含む製品等が有する発ガン性等に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
- ・環境ホルモンの有害な特性に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
- ・電磁波障害に起因する身体の障害*2または精神的苦痛
- ・騒音、振動、悪臭、日照不足その他これらに類する事由に起因する身体の障害*2、財物の損壊等*3または精神的苦痛
- ・職務の遂行に関する精神的苦痛および職場における嫌がらせによる精神的苦痛
- ・保険の対象となる方または賠償義務者*4の自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因して発生した身体の障害*2または財物の損壊等*3
- ・保険の対象となる方または保険の対象となる方の配偶者*5、父母もしくはお子様が賠償義務者*4である場合
- ・保険契約または共済契約に関する原因事故*6

- *1 保険金のお支払対象となる原因事故*6による精神的苦痛によって自殺した場合は、保険金をお支払いすることがあります。
- *2 病気またはケガをいいます。
- *3 損壊または盗取をいい、詐取を含みません。
- *4 法律上の損害賠償請求を受ける方をいいます。
- *5 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
 - ①婚姻意思*7を有すること
 - ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *6 法律相談または弁護士委任に至った事故または事由をいいます。なお、同一の背景等から生じた一連の原因事故は、一つの原因事故とみなします。
- *7 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

賠償責任に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[借家人賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内における借用戸室での火災、破裂・爆発、水濡(ぬ)れ、盗難の事故により、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合

- ▶ 1 事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、落雷、風災・雪災、外部からの物体の衝突等の事故により、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用も補償します。
- ※示談交渉は東京海上日動では行いません。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。

[借家人賠償責任補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・心神喪失によって生じた損害*1
- ・借用戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害*1
- ・借用戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1
- ・借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害*1

*1 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借用戸室を修理した費用については、補償の対象となります。

等

財産に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「住宅内生活用動産特約」《保険金をお支払いする主な場合》

国内での保険の対象となる方が居住に使用する住宅内(敷地を含みません。)に所在し、保険の対象となる方が所有する家財*1に損害が生じた場合

- ▶損害額(修理費)から**免責金額(自己負担額: 1事故について5,000円)を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度(乗車券、通貨等は合計 5 万円、貴金属、宝石、美術品等は 1 個または 1 組あたり 3 0 万円を限度)とします。 また、臨時費用、残存物取片づけ費用、失火見舞費用もお支払いします。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。
- *1 以下の場所に所在し、保険の対象となる方が所有する家財も含みます。
 - ・保険の対象となる方の単身赴任先
 - ・保険の対象となる方にお子様も含む場合は、お子様の就学に伴う下宿先
- ◎以下のものは補償の対象となりません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物

等

[住宅内生活用動産特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
- ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
- ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ・電気的または機械的事故に起因する損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害
- ・詐欺または横領に起因する損害
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
- ・保険の対象となる方の居住する住宅外(敷地を含みます。)で生じた事故による損害
- *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

財産に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「携行品特約」《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合

- ▶損害額(修理費)から**免責金額(自己負担額: 1事故について5,000円)を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。 ただし、損害額は時価額を限度とします。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。
- ◎以下のものは補償の対象となりません。

自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、ノート型パソコン、タブレット端末、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器(じゅうき)、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物

等

「携行品特約」《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
- ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
- ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ・電気的または機械的事故に起因する損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害
- ・詐欺または横領に起因する損害
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
- ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害

*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

等

「携行品特約+ゴルフ用品補償特約」《保険金をお支払いする主な場合》

国内外において、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に次の損害が生じた場合

- ■ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限ります。)
- ■ゴルフクラブの破損、曲損*1
- ▶損害額(修理費)から**免責金額(自己負担額)を差し引いた額**を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。
- ※ゴルフ用品とは、ゴルフクラブ、ゴルフボール、ゴルフシューズ、ゴルフバッグ、ゴルフウェア等ゴルフ用に設計された物のほか、被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。た だし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品は含みません。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分 ご確認ください。
- *1 破損、曲損が生じたゴルフクラブの損害に限ります。

[携行品特約+ゴルフ用品補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
- ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害
- ・差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害
- ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害
- ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害
- ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害
- ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害
- ・電気的または機械的事故に起因する損害
- ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害
- ・詐欺または横領に起因する損害
- ・風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害
- ・ゴルフボールのみの盗難による損害
- *1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。

費用に関する補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

[ホールインワン・アルバトロス費用補償特約] 《保険金をお支払いする主な場合》

国内の9ホール以上を有するゴルフ場において他の競技者1名以上と同伴し、パー35以上の9ホールを正規にラウンドするゴルフプレー中に、**下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合**

- ■下記①および②**の両方が目撃した**ホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、下記①または②のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)
 - 1同伴競技者
 - ②同伴競技者以外の第三者*1
- ■記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス
- ▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。
- ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。
- ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
- ※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいていても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。
- ※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴競技者以外の第三者*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。
- *1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。
- *2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。

[ホールインワン・アルバトロス費用補償特約] 《保険金をお支払いしない主な場合》

- ・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス
- ・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ

医療補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

病気やケガにより、保険の対象となる方が入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払い します。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに 相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

《保険金をお支払いする主な場合》

病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院を開始し、その入院の日数が疾病入院免責日数*1を ▶疾病入院保険金日額に入院した日数(入院日数 - 疾病入院免責日数*1)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院について、疾病入院保険金支払限度日数*2を限度(疾病入院免責日数*1は含みません。)とします。 ※疾病入院保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても疾病入院保険金は重複してはお支払いできません。 [医療補償基本特約] *1 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では0日となり、1日目から保険金を 疾病入院保険金 お支払いします。 *2 1回の入院に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいい、この契約では180日 となります。 病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている 手術*1を受けられた場合 ▶以下の金額をお支払いします。 ①重大手術(詳細は欄外ご参照):疾病入院保険金日額の40倍 ②①以外の入院中の手術:疾病入院保険金日額の10倍 ③①および②以外の手術:疾病入院保険金日額の5倍 [医療補償基本特約] *1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*2 2種類以上の手術を受 疾病手術保険金 けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。 *2 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。 病気やケガの治療のため、保険期間中に**公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙さ** れている放射線治療*1を受けられた場合 ▶疾病入院保険金日額の10倍の額をお支払いします。 [医療補償基本特約] *1 血液照射を除きます。お支払対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とし 放射線治療保険金 ます。 保険期間中に疾病入院保険金が支払われる入院をし、退院した後、その病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、以下のような通院をさ 「退院後通院 わた場合 保険金特約 ■入院の原因となった病気の治療のための通院(往診を含みます。)であること

傷害不担保特約 (退院後通院保険金用)]

- ■退院日の翌日からその日を含めて180日以内に行われた通院であること
- ▶退院後通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の入院後の通院について、90日を限度とします。

退院後通院保険金

※疾病入院保険金と重複してはお支払いできません。また、2つ以上の病気のために1回の通院をした場合は、1回の通院とみなし、保険金 は重複してはお支払いできません。

- ※「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。
 - ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
 - ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった病気やケガ(医学上重要な関係がある病気やケガを含みま す。)によるものであるときは、再入院と前の入院を合わせた入院
- ※「重大手術」とは以下の手術をいいます。ただし、腹腔鏡・胸腔鏡・穿頭は除きます(「重大手術の支払倍率変更に関する特約」が自動セットされています。)。
- ①がんに対する開頭・開胸・開腹手術および四肢切断術
- ②脊髄腫瘍摘出術、頭蓋内腫瘍開頭摘出術、縦隔腫瘍開胸摘出術
- ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈への開胸・開腹術
- ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・膵臓・腎臓の全体または一部の移植手術

《保険金をお支払いしない主な場合》 (医療補償共通)

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガ*1
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気やケガ
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガ(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガ
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気やケガ
- ・精神障害を原因とする事故によって被ったケガ
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガ
- ・アルコール依存および薬物依存
- ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ*2*3

- *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
- *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガについても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。
- *3 病気やケガを正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

がん補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方ががん*1と診断確定された場合や、その治療のため入院・手術をされた場合等(介護療養型医療施設または介護医療院における入院・手術等を除きます。)に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

がん*1と診断確定されたときに、がん*1以外の身体に生じた障害の影響等によって、がん*1の病状が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

*1 補償対象となる「がん」とは以下のものをいいます。がんの診断確定は、病理組織学的所見により、医師等によって診断されることを要します。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

悪性新生物および上皮内新生物のことをいい、具体的には、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 I C D - 10(2013年版)準拠」 および「国際疾病分類 - 腫瘍学(N C C 監修)第3版(2012年改正版)」に定められた内容によるものとします。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は、この 保険の補償対象となりません。

なお、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要」または「国際疾病分類 – 腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、新たに「悪性新生物」または「上皮内新生物」に 分類された疾病があるときには、その疾病を補償対象に含みます。

【ご注意】

初年度契約の保険始期前にがんと診断確定されていた場合は、ご加入者、保険の対象となる方または保険金受取人のその事実の知、不知にかかわらず、ご加入は無効となり、保険金をお支払いできません(この場合、お支払いいただいた保険料を返還できないことがあります。)。

《保険金をお支払いする主な場合》

[がん補償基本特約] がん診断保険金	保険期間中に以下のいずれかの状態に該当した場合 ■初めてがんと診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約である場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した継続契約のいずれかの保険期間中に既に診断確定されたがん(原発がん)を治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定されたとき ■原発がんとは関係なく、がんが新たに生じたと診断確定された場合 ▶がん診断保険金額をお支払いします。ただし、がん診断保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、がん診断保険金をお支払いできません。
[がん補償基本特約] がん入院保険金	がんと診断確定され、その診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中にその治療のため入院(日帰り入院を含みます。)を開始された場合 ▶がん入院保険金日額に入院期間を乗じた額をお支払いします。 ※がん入院保険金が支払われる期間中、さらにがん診断保険金の支払事由に該当しても、がん入院保険金は重複してはお支払いできません。
[がん補償基本特約] がん手術保険金	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に 所定の手術を受けられた場合 ▶手術の種類に応じてがん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*12種類以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。
[がん補償基本特約] がん退院後療養保険金	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上継続して入院した後、 生存して退院された場合 ▶がん退院後療養保険金額をお支払いします。 ただし、退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院については、がん退院後療養保険金をお支払いできません。
[がん補償基本特約] がん通院保険金	がんと診断確定され、保険期間中にがん入院保険金のお支払対象となる入院を開始し、20日以上の継続入院をして、以下の条件のすべてを満たす 通院(往診を含みます。)をされた場合 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要としている期間内に行われた通院であること ■20日以上の継続入院の原因となったがんの治療のための通院であること ■20日以上の継続入院の開始日の前日からその日を含めて遡及して60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて180日以内(退院後通院期間)に行われた通院であること ▶がん通院保険金日額に通院日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。 ただし、1回の継続入院の原因となったがんの治療のための通院について45日を限度とします。 ※がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに20日以上の継続入院をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。
[がん補償基本特約] がん重度一時金	がんと診断確定され、保険期間中に以下のいずれかの状態になった場合 ■その病状が初めて重度状態*1と診断確定された場合 ■この保険契約が継続契約の場合において、この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約)から継続前契約までの連続した。継続契約のいずれかの保険期間中に既に重度状態*1と診断確定されたがんが、治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移し、再び重度状態*1と診断確定されたとき ▶がん重度一時金額をお支払いします。 ただし、がん重度一時金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。また、支払事由に該当した最終の診断確定日からその日を含めて1年以内であるときは、その診断確定についてはがん重度一時金をお支払いできません。 *1 国際対がん連合(UICC)の定めるTNM分類等の病期分類において、がんの進行度がステージIVに該当すると診断確定された状態をいいます。

[がん再発転移補償特約] がん再発転移保険金	がんが認められない状態となったか否かや最終の診断確定日からの経過期間にかかわらず、がんと診断確定され、以下の治療を受けた場合で、治療を受けたがんが保険期間中に再発または転移*1したと診断確定されたとき ■手術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 ▶がん再発転移保険金額をお支払いします。 ただし、がん再発転移保険金のお支払いは、保険期間を通じて1回に限ります。	
	*1 他の臓器に転移した場合に限ります。なお、同一の種類の臓器が複数ある場合は、それらは同じ臓器とみなします。	
 第1回がん生活支援保険金保険期間中にがんと診断確定された場合 ▶第1回がん生活支援保険金額をお支払いします。 第2回以後がん生活支援保険金でん補期間*1中に、がんの治療を直接の目的として毎年以下の治療を受けた場合 事術 ■放射線治療 ■抗がん剤治療 ■造血幹細胞移植 第2回以後がん生活支援保険金でお支払いします。 ただし、保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けなかった場合は、保険金ん。その翌年度以降の保険金支払基準日*2から翌年の応当日の前日までの間に上記いずれかの治療を受けた場合はいを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 *1 第1回がん生活支援保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年後の応当日(10回目の保険金の前日までをいいます。 *2 1回目は最初に保険金を支払うべきがんと診断確定された日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応 		
	がんと診断確定され、その治療のため、保険期間中に患者申出療養*1を受けられた場合 ▶患者申出療養*1にかかわる技術料*2について保険金をお支払いします。 ただし、保険期間を通じて、がん患者申出療養保険金額を限度とします。	
[がん患者申出療養特約] がん患者申出療養保険金	*1 「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養(患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。)。なお、療養*3を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養*3は患者申出療養とはみなされません(保険期間中に対象となる患者申出療養は変動する可能性があります。)。 *2 次の費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。 i. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用(自己負担部分を含む) ii. 評価療養のための費用 iii. 選定療養のための費用 iv. 食事療養のための費用 v. 生活療養のための費用 v. 生活療養のための費用 *3 次のいずれかに該当するものをいいます。 i. 診察 ii. 薬剤または治療材料の支給 iii. 処置、手術その他の治療	
	保険期間中に抗がん剤治療*1を開始した場合 ▶抗がん剤治療*1をした日の属する各月*2について抗がん剤治療*1を開始した時点の抗がん剤治療保険金額をお支払いします。 ただし、抗がん剤治療保険金の支払限度月数は60か月とします。 ※抗がん剤治療*1をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療*1をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療*1をされた場合は、新たに抗がん剤治療*1を開始したものとして取り扱います。	
[抗がん剤治療補償特約] 抗がん剤治療保険金	*1 以下の条件のすべてを満たす入院または通院をいいます。 ■診断確定されたがんによって医師等の治療を必要とし、その治療のための入院または通院であること ■公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤*3にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること *2 抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療*1をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。 *3 診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品*4で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ているものをいいます。 *4 医薬品の種類によっては、お支払対象とならない場合があります。	
[がん特定手術特約] がん特定手術保険金	がんと診断確定され、がん手術保険金が支払われる場合において、その診断確定されたがんの治療のため保険期間中に以下の手術を受けられた場合 ■胃全摘除術 ■片側肺全摘除術 ■食道全摘除術 ■片側腎全摘除術 ■膀胱(ぼうこう)全摘除術 ■人工肛門(こうもん)造設術 ■喉頭全摘除術(発声機能の喪失を伴うものに限ります。) ■四肢切断術(手指・足指を除きます。) ▶がん特定手術保険金額をお支払いします。 ただし、時期を同じくして*1 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみお支払いします。	
	*1 「時期を同じくして」とは「手術室に入ってから出るまで」をいいます。	

介護補償

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく所定の要介護状態の認定を受けた状態となった場合等に保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったとき に相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

《保険金をお支払いする主な場合》

[介護補償基本特約] [公的介護保険連動型(要介護3)]

保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合

▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。

ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。

[介護補償基本特約+公的介護保険制度連動補償部分の要介護3以上から要介護2以上への補償拡大に関する特約]

[公的介護保険連動型(要介護2)]

保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態となった場合

▶介護補償保険金額の全額をお支払いします。

ただし、保険の対象となる方1名につき1回に限ります。

《保険金をお支払いしない主な場合》(介護補償共通)

- ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1
- ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態
- ・保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた要介護状態(その方が受け取るべき金額部分)
- ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態
- ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態
- ・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態
- ・アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態
- ・先天性疾患によって生じた要介護状態
- ・医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態
- ・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3

等

- *1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。
- *2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態については、保険金のお支払対象となります。
- *3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正い、告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、 《お問い合わせ先》までご連絡ください。

重要事項説明書〔契約概要·注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

- ※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
- ※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

「マークのご説明】



保険商品の内容をご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、 特にご注意いただきたい事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者 が有します。ご契約者となる団体や基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。

この保険は、ご加入者が団体の構成員等であることを加入条件としています。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。ご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲に該当しない方がご加入された場合、ご加入を取消しさせていただくことがあります。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の"保険金をお支払いする主な場合"、"保険金をお支払いしない主な場合"や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 補償の重複に関するご注意



以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約 * 1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保 険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください * 2 。

- ●個人賠償責任補償特約 ●借家人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●住宅内生活用動産特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約
- ●救援者費用等補償特約 ●弁護士費用等補償特約(人格権侵害等) ●トラブル対策費用補償特約 ●葬祭費用補償特約(医療用・所得補償用)
- ●がん葬祭費用補償特約 ●育英費用補償特約 ●学業費用補償特約 ●疾病による学業費用補償特約 ●医療費用補償特約
- *1団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。
- *2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなる ことがありますので、ご注意ください。

4 保険金額等の設定



この保険の保険金額 * 1は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html)等をご確認ください。



所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償においては、保険期間の中途でご加入者からのお申出による保険金額 * 1 の増額等はできません。

(金融庁ホームページ)

[所得補償·団体長期障害所得補償]

所得補償基本特約、団体長期障害所得補償基本特約、介護と仕事の両立支援特約の保険金額 * 1は、平均月間所得額 * 2以下(平均月間所得額 * 2の85%以下を目安)で設定してください(保険金額または支払基礎所得額が保険の対象となる方の平均月間所得額 * 2を上回っている場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。)。

- *1 団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額*3×約定給付率とします。
- *2 直前12か月における保険の対象となる方の所得*4の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)。
- *3 保険金の算出の基礎となる加入依頼書等記載の額をいいます。定率型の場合は、原則として健康保険法上の標準報酬月額で設定します。
- *4 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収入」 および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑 所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

5 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法





払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について / 蜒筒報

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

- ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分 * 1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等
- ※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生した場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。 ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分 * 1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分 * 1を解除することがありますのでご注意ください。

- ※所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償が解除となった後、新たにご加入される場合には、新たなご加入について、保険の対象となる方の健康状態等によりお引受けをお断りさせていただくことがあります。その他ご注意いただきたい内容につきましては、「Ⅱ 1 告知義務」をご確認ください。
- *1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)。

7 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

機要

一ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務

П



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

[告知事項·通知事項一覧]

★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

基本補償·特約項目名	傷害補償	所得補償	団体長期障害 所得補償	医療補償 がん補償 かん補償		個人賠償責任 借家人賠償責任 携行品 住宅内生活用動産 救援者費用等 弁護士費用等 トラブル対策費用	
生年月日	★ *1	*	*	*	*	★ *2	
性別	_	-	*	*	* *3	_	
職業·職務*4	☆*5	☆	_	_	_	_	
健康状態告知*6	_	*	*	*	*	_	

- ※すべての補償について「他の保険契約等 * 7」を締結されている場合は、その内容についても告知事項(★)となります。また、医療費用補償特約(こども傷害補償)をセットされる場合には、「公的医療保険制度」についても告知事項かつ通知事項(☆)となります。
- *1 こども傷害補償の場合のみ、告知事項となります。
- *2 こども傷害補償にご加入される場合のみ、告知事項となります。
- *3 年金払介護補償特約をセットされる場合のみ、告知事項となります。
- *4 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *5 交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットされる場合には、告知事項・通知事項とはなりません。
- *6 新たにご加入される場合、または更新にあたり補償内容をアップされる場合のみとなります。
- *7 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができないときがあります。

[所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償の「告知」(健康状態告知書)]

①告知義務について

保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事している方等が他の方と同じ条件でご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入にあたっては、必ず保険の対象となる方ご自身が、過去の病気やケガ、現在の健康状態、身体障害の状態等について「健康状態告知書」で東京海上日動がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご回答ください。

なお、介護補償にご加入される場合または介護補償を追加される場合で、団体構成員のご家族(団体構成員の配偶者*8、子供、両親、兄弟及び団体構成員と同居の親族)を保険の対象となる方とするときには、介護補償の健康状態告知に関して、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただけます。その場合は、健康状態告知を行った方がご署名ください。

- *8婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。)。
 - a. 婚姻意思 * 9を有すること
 - b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *9戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

②過去に病気やケガをされたことがある方等への引受対応について

東京海上日動では、ご加入者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態に応じた引受対応を行うことがあります。過去に病気やケガをされたことがある場合等にはお引受けできないことがあります。

③告知が事実と相違する場合

告知か事実と相違する場合 告知していただく事柄は、告知書に記載してあります。もし、これらについて、その事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日 * 10から 1 年以内で

- あれば、東京海上日動は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります * 11。 ●責任開始日 * 10から 1 年を経過していても、保険金の支払事由が 1 年以内に発生していた場合には、ご加入を解除することがあります。
- ●ご加入を解除した場合には、たとえ保険金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません*12(ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の 原因となった事実」との因果関係によっては、保険金をお支払いすることがあります。)。
- *10ご加入を更新されている場合は、告知されなかったり、事実と違うことを告知されたご契約の支払責任の開始日をいいます。
- *11更新時に補償内容をアップされた場合は、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。
- * 12更新時に補償内容をアップされた部分を解除した場合は、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いすることはできません。

<前記以外で、保険金をお支払いできない場合>

前記のご加入を解除させていただく場合以外にも、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消し等を理由として、保険金をお支払いできないことがあります。この 場合、告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にもご加入を取消し等させていただくことがあります。

(例)「現在の医療水準では治ゆが困難な病気・症状について故意に告知されなかった場合」等

④告知内容の確認について

ご加入後、または保険金のご請求等の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

2 クーリングオフ

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 保険金受取人



[傷害補償]

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合 * 1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意 のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

[がん補償]

保険金受取人を特定の方に指定する場合 * 2は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(原則として親族の中から、1 名を選択してください。指定がない場合、保険金は 保険の対象となる方にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

*2 家族型補償(本人型以外)の場合、配偶者およびお子様は保険金受取人を特定の方に指定することはできません(保険金受取人はその保険の対象となる方ご自身となり ます。)。

4 現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意

現在のご加入を解約、減額等をすることを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- 新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

ご加入後におけるご注意事項 Ш



注意

極起情報

1 通知義務等

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事 項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

●所得補償、団体長期障害所得補償

保険期間の中途において保険の対象となる方の平均月間所得額*1がご加入時の額より減少した場合には、《お問い合わせ先》までご連絡のうえ、所得補償の場合は保険 金額、団体長期障害所得補償の場合は支払基礎所得額の見直しについてご相談ください。

- *1 直前12か月における保険の対象となる方の所得*2の平均月額をいいます(ただし、所得補償で家事従事者特約をセットされる場合は、183,000円となります。)。
- *2 所得補償の場合は、「加入依頼書等に記載の職業・職務によって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業不能の発生にかかわらず得られる収 入」および「就業不能により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。団体長期障害所得補償の場合は、「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・ 雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。
- ●借家人賠償責任

保険の対象となる方の住所を変更する場合には、あらかじめ《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きを いただく必要がありますが、保険期間の終了時までは補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいた します。

2 解約されるとき





ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求 * 1 することがあります。返還または請求する保険料の 額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間 * 2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- *1 解約日以降に請求することがあります。
- *2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



傷害補償・所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償・がん補償・介護補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解 約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますよう お願いいたします。

4 満期を迎えるとき



[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

●所得補償

就業不能の原因となった病気、保険金請求状況等によっては、次回以降の補償の更新をお断りすることがあります。

●上記以外の補償共通

保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただくことや、引受条件を制限させていただくことがあります。

●東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。 この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[補償対象外となる病気・症状を設定してお引受けしている場合]

所得補償・団体長期障害所得補償・医療補償において、更新前契約に補償対象外となる病気・症状が設定されている場合であっても、更新にあたり新たに「健康状態告知書」のすべての質問事項について告知いただくことで、補償対象外となる病気・症状を設定しない加入内容に変更できる場合があります。ただし、新たにいただいた告知の内容により、お引受けをお断りさせていただくことがありますので、ご注意ください。

[更新後契約の補償内容を拡充する場合]

所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償、介護補償において、更新時に保険の対象となる方の追加や保険金額 * 1の高いタイプへの変更、口数の増加等、補償内容をアップする場合には、再度告知が必要となります。正しく告知をいただけない場合には、補償内容をアップされた部分を解除することがあります。

ご加入を解除する場合、補償内容をアップされた部分については保険金をお支払いできないことがあります。

*1団体長期障害所得補償については、支払基礎所得額×約定給付率とします。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、 《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。 更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



- ●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。
 - ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係 先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
 - ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について、死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ●がん補償について、以下に該当する事由がある場合、ご加入は無効になります。
 - ①この保険が継続されてきた最初のご加入(初年度契約といいます。)の保険始期前に、保険の対象となる方ががんと診断確定されていた場合
 - ②保険金受取人を保険の対象となる方以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかったとき(その保険の対象となる方を保険金受取人にする場合は除きます。)
- ●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- ●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 ご加入手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご加入手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約のご加入手続き」および「保険料相当額の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- ●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- ●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、 財産に関する補償、費用に関する補償		原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
	1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、
所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補	賞、介護補償	90%を下回ることがあります。

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。



- ●加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するま での間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡くださ い。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の 引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、<共同保険引受保険会社について>をご確認ください。

6 事故が起こったとき

- ●事故が発生した場合には、直ちに(介護補償については遅滞なく、所得補償、団体長期障害所得補償、医療補償、がん補償等については30日以内に)《お問い合わせ先》ま でご連絡ください。
- ●賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。
- ●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
- ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
- ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(か らだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
- ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
- ・附加給付の支給額が確認できる書類
- ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
- ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類(介護補償(年金払介護)においては、それぞれの保険金支払基準日において有効な書類とします。)
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいな い場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者 * 1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)のうち東京海上日動所定の条件を満たす方 が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。
 - *1法律上の配偶者に限ります。
- ●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。
- ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしませんが、保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容に ついてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があ ります。
- ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的事例は以下のとおりです。
- 1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
- 2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
- 3. ご加入者がご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- ●保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- ●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全 部または一部は東京海上日動に移転します。
- ●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。
 - 1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
 - 2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- 3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

事故受付センター(東京海上日動安心110番)のご連絡先は、後記をご参照ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である -般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことが できます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

20570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 受付時間: 平日午前9時15分~午後5時

(土日祝・年末・年始はお休みとさせていただきます。)

注意 喚起情報

通話料

有料

<共同保険引受保険会社について>※医療補償、がん補償、介護補償については、東京海上日動単独のお引受けとなります。

引受保険会社	引受割合	引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社(幹事)	50%		
損害保険ジャパン株式会社	15%		
三井住友海上火災保険株式会社	35%		

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載して います。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動のホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載してい ない商品もあります。)。ご不明点等がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知 の画面」と読み替えてください。

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

事故受付センター (東京海上日動安心110番) **50** 0120-720-110

受付時間: 24時間365日

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、 ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。

こり上に口がしるない。					
□保険金をお支払いする主な場合	□保険金額、免責金額(自己負担額)				
□保険期間	□保険料·保険料払込方法				
□保険の対象となる方					

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してく ださい。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

確認事項	傷害補償	医療補償	がん補償	介護補償	左記以外 の補償
□加入依頼書等の「生年月日」または「満年齢」欄、「性別」欄は正しくご記入いただいていますか?	_	0	0	0	
□加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか? ※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。 ○職種級別Aに該当する方: 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 ○職種級別Bに該当する方: 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種) ※交通事故傷害危険のみ補償特約、ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約をセットしている場合には、確認不要です。	0	_	_	_	l
●『健康状態告知が必要な場合のみ』ご確認ください。 □保険の対象となる方が「健康状態告知」欄に正しく告知いただいていますか? *1 介護補償については、保険の対象となる方からのご依頼を受けた団体構成員が保険の対象となる方の健康状態を確認したうえで、代理で告知いただくことも可能です。	_	0	0	O *1	_
□加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか?	0	0	0	0	0

3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか?

特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

^{*1} 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。

MEMO

MEMO

お申込み方法

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

募集期間		2024年5月7日から2024年6月15日まで		
保険料の払込方法		月払:ご指定の口座より毎月引き落とします(9月27日より引落開始)。 一時払:ご指定の口座より9月27日に引き落とします。		
新規ご加入の方		「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、代理店 中外製薬ビジネスソリューション株式会社へご提出ください。 加入依頼書の記入方法等につきましては、「加入依頼書の記入例」をご参照ください。		
現在ご加入の方	変更を希望される方	上記「新規ご加入の方」に記載のお手続きと同様にお手続きください。 更新を希望されない方も同様にお手続きください。		
	前年同等プランで 更新される方	今年度の募集パンフレット等に記載の内容にご同意いただける方につきましては、特段のご加入手続き(加入依頼書のご提出等)は不要です(自動更新になります。)。*1		

現在ご加入の方への大切なお知らせ

今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容·保険料等の主な改定点は別紙のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

- ■この保険は、中外製薬株式会社を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券 を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として中外製薬株式会社が有します。
- *1 <ご注意> 現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申出または 保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の補償内容・保険料等にて、保険会社 に保険契約を申し込みます。

《お問い合わせ先》

代理店

中外製薬ビジネスソリューション株式会社 (担当:清水・石井・鶴岡)

住所:〒115-8543 東京都北区浮間5-5-1

中外製薬株式会社 中外製薬ビジネスソリューション株式会社 保険グループ

TEL: 050-5482-5551 (受付時間: 平日午前10時~午後5時)

保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 化学産業営業部 営業第二チーム

住所:〒100-8107 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアウェストタワー11階

TEL: 03-3285-0216 (受付時間: 平日午前9時~午後5時)

《事故時の連絡先》

代理店

中外製薬ビジネスソリューション株式会社

(担当:清水·石井·鶴岡)

Mail: cbshoken@chugai-pharm.co.jp

TEL: 050-5482-5551 (受付時間:平日午前10時~午後5時)

事故受付センター(東京海上日動安心110番)

TEL: 0120-720-110 (受付時間: 24時間365日)

※スマートフォンによる事故受付も可能です。加入者票に表示している二次元コードから事故受付専用サイトにアクセスのうえご利用ください。 なお、スマートフォンによる事故受付は、ケガや病気に関する補償の保険金のご請求を対象としています。